

国立大学法人弘前大学 第4期中期目標・中期計画

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 法人の基本的な目標</p> <p>基本方針</p> <p>「世界に発信し、地域と共に創造する」をスローガンに掲げる弘前大学は、地域の「強み」でもある再生可能エネルギー、環境、被ばく医療及び食の4テーマを大学としての重点分野に位置付け、教育研究と地域連携を推進してきた。第3期中期目標期間にあっては、地域の特性に着目した研究成果に基づいたイノベーションの創出が実現したほか、教育研究、国際化及び管理運営面においても確実な成果を挙げることができた。第4期中期目標期間においても、地域のニーズや国の政策を的確に踏まえつつ、これまで積み重ねてきた本学の「強み」に更なる価値を創造することで、より一層地域の活性化に寄与し、地域社会全体の持続的発展を牽引することを基本方針とする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症を契機に起こった大きな社会変動を受け、地方創生の中核として、本学の特色ある世界水準の研究力を基盤とした社会変革・地域創生を先導するイノベーションの創出と人材育成及び研究開発を推進する。</p> <p>また、地域の「知」の拠点である本学の更なる発展を目指して、「特色ある地方国立大学」への転換を加速させる。そのために必要な教育・研究組織の再編・機能強化、少子化に向けた入試改革、学修者本位の教育改革及びポストコロナ時代の新たな国際化を推進する。</p> <p>さらに、少子高齢化が進む地域の医療過疎の問題は我が国の地方創生を妨げる重要な課題であることから、高齢化が顕著な青森県において地域医療を担う本学が主体となって、各自治体と連携し、地方創生の基盤となる持続可能な新たな地域医療提供体制の構築を目指す。</p> <p>以上の取組を実現するため、中長期的視点に立ち、学長のリーダーシップの下で、これまでの固定観念にとらわれない大胆かつ戦略的な経営・運営の改革を実行する。</p> <p>《教育改革》</p> <p>Society5.0で実現する社会では、共感力や対話力、創造力がより重要視される。こうした基礎力に加え、文理横断的な知を備えた、国際社会の変革や地域創生に臨機に対応できる人材の育成を目指し、教育改革を推進する。</p>	

学修者本位の教育の原点に基づき、教学IRの積極的活用、数理・データサイエンス教育の全学導入などを進め、FDの充実と学生の学修成果の可視化を図るほか、学生への各種支援をより一層強化する。

また、入試結果に基づいた入学者選抜方法などを検証するとともに入試広報の充実によって、多様な人材の確保に努める。

《研究推進》

国際的レベルの研究、新領域を開拓する基礎的研究、地域を守り、育てる研究を推進する。その中で、若手・女性研究者の支援、競争的研究資金の獲得、知的財産の創出と活用、国際共同研究の促進や人材育成の視点に基づき研究力を強化していく。

また、研究分野としては、環境・エネルギー・放射線、食・自然、健康寿命延伸、地域力向上、文化資源の活用を本学の重要なテーマと位置付け、研究の推進を図る。

《大学の国際化》

国際化は、高等教育機関である大学にとって不可欠な要素である。「攻めの農林水産業」を展開する青森県においても、農林水産品の輸出拡大を図っていく上でグローバルな視点を備える人材を求めており、地域と共に歩む本学においてもそのような人材の育成は重要な課題である。

本学や海外協定校への双方向の留学等（国際交流）に加え、オンラインを活用した国際的な教育研究の連携と環境整備を行い、ポストコロナ時代に対応した国際化の質的変換を図るとともに、地域と連動した取組を推進する。

《地域連携・地域貢献》

地域課題の解決や社会実装に役立つ教育や研究を通じて、地域を牽引する人材を育成し、地域定着を推進するとともに、イノベーション創出に取り組む。

「地域を支え、地域から支えられる大学」として、これまで培ってきた大学、自治体、産業界等との連携基盤をより一層強固なものとし、地域貢献を推進していくために、本学が先導し中核的な役割を果たすことにより、地域の活性化や地方創生を実現していく。

《管理運営》

教育・研究・地域貢献・高度医療等に係る大学の目標・計画について、学長がリーダーシップを発揮し、全学が共通認識を持ちながら、一体となって前進することを目指したガバナンスの強化を図る。こうした観点から、学内の管理運営体制、事務組織、職務の遂行方法などについて不断の見直しを行うとともに、大学運営の基盤となる財政力の強化を目指す。

《教育・研究組織》

第3期中期目標期間に実施した学部・大学院・研究所の改組を検証し、高等教育機関として必要な基盤学問領域を維持するとともに、本学の機能強化を発展させるべく、不断の改革を進める。今後の教育・研究組織の再編にあっては、それを支える教員組織の在り方についても見直す。

◆ 医療

地域の最後の砦として専門的かつ高度な最先端の医療を提供するとともに、情報通信技術などを活用し遠隔地への医療支援を推進する。

また、医師をはじめとする各種医療人材の育成や臨床研究などによる先進的医療技術の研究・開発に努めるため、教育・研究機関としての機能強化を図り、施設整備計画を推進するため経営基盤をより一層強化する。

◆ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。

I 教育研究の質の向上に関する事項

1 社会との共創

【01】人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

【01】地元自治体や産業界、高等教育機関等と連携し、大学の専門的かつ幅広い人材と知的資源を活用して、地域課題の解決に資する人材の養成や、地域定着に資する取組を開拓する。また、履修証明プログラムや公開講座・ワークショップなど、地域のニーズを反映した実践的なリカレント教育等を開拓し、地域の担い手となる人材養成にも取り組む。

評価指標	<p>①地域の人材養成・定着に資するプロジェクトの件数を令和3年度より30%以上増加させる。（第4期中期目標期間最終年度）</p> <p>②全ての学部において令和4年度から社会人向けの履修証明プログラムを開拓し、第4期中期目標期間終了までに実施する。</p> <p>③公開講座・ワークショップの実施件数を令和2年度の2倍以上とする。（第4期中期目標期間最終年度）</p>
------	---

【02】複雑化する地域課題の解決やイノベーション創出を大学・自治体・産業界が一体となって実現していくため、地域連携プラットフォームなどの新たな枠組みの

	<p>構築も視野に入れ、地域連携体制の一層の拡大・充実を図る。また、青森県内市町村との包括連携協定数の更なる拡充を図るとともに、新商品等の開発やブランド化に向けて自治体や企業等との共同研究等を推進し、産業の振興や活性化に貢献する。</p> <table border="1" data-bbox="1201 285 2100 659"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">評価指標</td><td style="padding: 5px;"> ①地域の企業等における新商品等の開発やブランド化の促進につながるような仕組みを構築する。 ・青森サテライトを令和5年度までに開設する。 ・研究支援業務を組織的に行う「学術研究支援室」を設置し、令和7年度までに学術研究支援の仕組みを構築する。 ・県内自治体との包括連携協定数を令和3年度末時点から1.5倍以上にする。（第4期中期目標期間最終年度） ・「弘前大学共同研究トライアルファンド」の採択件数を年平均5件以上とする。（第4期中期目標期間最終年度） </td></tr> </table> <p>【03】弘前大学COI (Center of Innovation) 事業のもとで進めてきたQOL (Quality of Life) 健診^(*)を国内外で普及させるとともに、地域・職域・学校等のコミュニティでの健康教育を進め、健康教養の向上を図る。</p> <p>*QOL健診とは、地域や企業等で、検査項目をメタボ、ロコモ、口腔保健、うつ病・認知症の4つの領域に絞り込み、健診即日に2時間で健診実施・結果通知・健康教育までを一気通貫で完結させるコンパクト型のプログラムパッケージのこと。「健康教育」に機軸を置くことにより、受診者の行動変容やヘルスリテラシー向上を目指した新しい健診</p> <table border="1" data-bbox="1201 968 2100 1246"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">評価指標</td><td style="padding: 5px;"> ①COI事業で開発されたQOL健診にデジタルデバイスを組み入れ、遠隔・非侵襲の技術を活用することで、QOL健診をDX化する仕組みを構築し、令和5年度までにQOL健診の検証（がんなどに対するヘルスリテラシーの獲得、医療費削減など）を行い、令和7年度までにデジタル機器を活用したDX-QOL健診の開発及び検証を行う。また、令和9年度までには日本、東南アジアでDX-QOL健診を50か所で実施する。 </td></tr> </table>	評価指標	①地域の企業等における新商品等の開発やブランド化の促進につながるような仕組みを構築する。 ・青森サテライトを令和5年度までに開設する。 ・研究支援業務を組織的に行う「学術研究支援室」を設置し、令和7年度までに学術研究支援の仕組みを構築する。 ・県内自治体との包括連携協定数を令和3年度末時点から1.5倍以上にする。（第4期中期目標期間最終年度） ・「弘前大学共同研究トライアルファンド」の採択件数を年平均5件以上とする。（第4期中期目標期間最終年度）	評価指標	①COI事業で開発されたQOL健診にデジタルデバイスを組み入れ、遠隔・非侵襲の技術を活用することで、QOL健診をDX化する仕組みを構築し、令和5年度までにQOL健診の検証（がんなどに対するヘルスリテラシーの獲得、医療費削減など）を行い、令和7年度までにデジタル機器を活用したDX-QOL健診の開発及び検証を行う。また、令和9年度までには日本、東南アジアでDX-QOL健診を50か所で実施する。
評価指標	①地域の企業等における新商品等の開発やブランド化の促進につながるような仕組みを構築する。 ・青森サテライトを令和5年度までに開設する。 ・研究支援業務を組織的に行う「学術研究支援室」を設置し、令和7年度までに学術研究支援の仕組みを構築する。 ・県内自治体との包括連携協定数を令和3年度末時点から1.5倍以上にする。（第4期中期目標期間最終年度） ・「弘前大学共同研究トライアルファンド」の採択件数を年平均5件以上とする。（第4期中期目標期間最終年度）				
評価指標	①COI事業で開発されたQOL健診にデジタルデバイスを組み入れ、遠隔・非侵襲の技術を活用することで、QOL健診をDX化する仕組みを構築し、令和5年度までにQOL健診の検証（がんなどに対するヘルスリテラシーの獲得、医療費削減など）を行い、令和7年度までにデジタル機器を活用したDX-QOL健診の開発及び検証を行う。また、令和9年度までには日本、東南アジアでDX-QOL健診を50か所で実施する。				
<h2>2 教育</h2> <p>【02】特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために</p>	<h2>2 教育に関する目標を達成するための措置</h2> <p>【04】各学部の専門性に加え、数理・データサイエンスの素養を身に付けた人材を育成する。また、自ら課題を設定し探求する地域課題解決型教育を実施し、幅広い</p>				

他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。（学士課程）⑥

教養を身に付けた人材を養成する。

評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ①分野を超えて、オープンデータを活用した数理・データサイエンス教育科目を学年進行（令和4年度にリテラシーレベル科目を1年次必修の教養教育科目として導入、令和5年度から応用基礎レベル科目を2年次に開設、令和6～7年度から専門教育に接続）で開設する。 ②オンライン授業に対応できる教室環境1学年1,500人分を、6年間で整備（定員100人以上の大講義室を中心に、通信環境・電源確保等）する。 ③様々な地域の課題を対象とした地域志向型授業を教養教育科目及び専門教育科目において毎年200科目以上、第4期中期目標期間中延べ1,200科目以上実施する。
------	---

【03】研究者養成の第一段階として必要な研究能力を備えた人材を養成する。高度の専門的な職業を担う人材を育成する課程においては、産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する。（修士課程）⑦

【05】大学院教育として研究倫理及び知的財産権等の教育を行うとともに、各研究科の専門性に応じた大学院教育を体系的に実施する。

評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ①研究倫理教育を全ての大学院学生に実施するとともに、令和4年度に知的財産権等に関する専門性に対応した教育方法を検討、令和5年度から実施し、令和8年度には全ての大学院学生に実施する。 ②大学院教育を確実に展開するため、令和4年度にアセスメント・ポリシーを策定、令和5年度からアセスメント・チェックを実施し、令和9年度には検証・改善を行い、教育課程の評価・改善を進めていく。
------	--

【06】産業界等から要請される人材を育成するために、企業・自治体と連携した授業を実施するとともに、共同研究等を通して大学院学生に実践的な研究の進め方を身に付けさせる。また、地域で不足する公認心理師養成のため、組織体制を構築する。

【04】特定の職業分野を牽引することができる高度専門職業人や専門職を担う実践的かつ応用的な能力を持った人材など、社会から求められる人材を養成する。（専門職学位課程、学士（専門職）課程）⑨

【05】医師や学校教員など、特定の職業に就く人材養成を目的とした課程において、当該職業分野で必要とされる資質・能力を意識し、教育課程を高度化することで、当該職業分野を先導し、中核となって活躍できる人材を養成する。⑩

評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ①青森県の産業界及び自治体等からなる「地域共創情報交換会（仮称）」を、令和6年度及び令和9年度に実施し、産業界や自治体が求める人材を育成する上で有用な要素を、授業科目の内容に反映させる。 ②地域共創科学研究科は、大学院教育に参加する外部講師を第4期中期目標期間中に延べ100名以上とする。 ③地域共創科学研究科は、企業・自治体・団体との共同研究等に参加する大学院学生を、第4期中期目標期間中に延べ35名以上とする。 ④医学部心理支援科学科に接続する修士課程を令和6年4月に設置する。
------	--

【07】教育課題の解決に向けて省察し互いの専門性を生かし合いつつ学び続ける教員集団の中核を担う教員を養成・支援するために、青森県教育委員会等と連携し教員のキャリアステージを視野に収めた教員養成・研修プログラム開発と支援体制の整備を行う。

評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ①第4期中期目標期間中の現職教員院生以外の院生（学部新卒等院生）の教員就職率を平均90%以上とする。 ②充実期^(*)研修講座と指導主事研修を新たに開発・実施し、第4期中期目標期間中の受講生の満足度を平均85%以上とする。 ③中核を担う教員等へのコンサルテーション件数を第4期中期目標期間中に100件以上とする。 <p>*充実期：青森県教育委員会「教員の資質の向上に関する指標」では、概ね採用16年目以降のキャリアステージ</p>
------	---

【08】地域医療、医学研究の中核を将来的に担う医師を養成するため、医学部医学科の「医学教育センター」を中心に、日本医学教育評価機構（JACME）の医学教育分野別評価等に従った医学教育カリキュラムの構築（カリキュラム委員会）、実践（学務委員会）及び検証（プログラム評価委員会）というPDCAサイクルに則り、

国際基準に即した医学教育を実施する。

評価指標	<p>①令和3年度の日本医学教育評価機構（JACME）の審査で指摘された事項から医学教育センター各部門にて目標を設定し、改善する。 特に、卒業時コンピテンシー（卒業時修得すべき能力）を身につける教育プログラムを実践するため、カリキュラムと学修成果を定期的にモニタリングするシステムを令和7年度までに導入する。</p>
------	--

【09】地域の教員集団の中核を将来的に担う教員を養成するため、教育学部を中心に、「全学教員養成センター（仮称）」を設置し、学部・学科間で教職課程を協同で行う体制を整備しつつ、ICT活用等の社会変化に対応した教職課程を構築する。

評価指標	<p>①令和7年度までに「全学教員養成センター（仮称）」を設置し、教職課程を全学部協同で実施する。</p> <p>②令和4年度から必修化する教養教育科目である数理・データサイエンスを踏まえ、令和7年度までにGIGAスクール構想に対応した新たなICT活用に関する修得体制を構築するとともに、自己点検・評価を実施し、社会の変化に対応した教職課程に改善する。</p> <p>③「令和の日本型学校教育」を目指す学習観・授業観への転換を担う教員を育成するため、令和7年度までに教育学部・教職大学院を中心とし、青森県教育委員会等と連携してプログラム開発を行うとともに、自己点検・評価を実施し、内容・方法等について見直しを行う。 ・上記プログラムに関連する科目を2科目以上開講（令和7年度）</p>
------	--

【06】学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫

【10】多様な価値観を備えた人材を養成するため、新たな国際化に即した教育環境を整備するとともに、国内における国際交流の活性化を推進する。また、学生の更多的な海外派遣や優秀な留学生を獲得するため国際的な教育プログラムを提供する。

	<p>評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①海外協定校等が実施するオンラインプログラムの提供件数を令和2年度より1.5倍以上とする。（第4期中期目標期間最終年度） ②令和7年度までに国内の海外教育機関と交流協定を締結する。 ③令和7年度までに国際共同研究指導プログラムを導入する。
3 研究	3 研究に関する目標を達成するための措置
<p>【07】真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭</p>	<p>【11】理工学及び農学生命科学領域の重点分野である物質科学、宇宙物理学、地球科学、分子生物学に関する基礎研究を推進する。</p> <p>評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該領域における研究業績数（原著論文、総説、学術図書）の年平均伸び率を5%とし、第3期中期目標期間と同程度以上の水準を維持する。
	<p>【12】コアとなる重点研究や異なる研究領域の融合による多様な研究（医工連携、農工連携、食と健康、人文社会科学とその他の分野の融合、AIやデータサイエンスの利活用等）を、融合プロジェクトとして全学的に推進する。</p> <p>評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規事業として令和9年度までに、6件以上の異分野融合プロジェクト研究に対し研究費等の支援を行う。 ②融合プロジェクトの研究拠点を形成する。
	<p>【13】域学連携の取組を加速化させ、地域の文化・社会・経済状況や教育課題に関する研究を推進し、地域や社会の課題解決に貢献する。また、文化資源の調査・分析・保存に関する研究を推進し、文化の理解・振興に貢献する。</p>

【08】地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。^⑯

評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ①当該分野に係る研究会、シンポジウム、ワークショップ等の開催件数を、第3期中期目標期間平均より10%以上増加させる。 ②大学間連携を推進し、地域研究の共通課題である「研究成果の地域活用」や「研究の地域浸透」に関して、令和7年度までに新たな情報共有の枠組みを構築する。
------	--

【14】生活習慣病研究や地域の疾病構造の特性を踏まえた研究（がん、心疾患、脳疾患等）の実績を生かし、先端的で特色ある医学研究を推進する。また、全学的に進めてきた弘前大学COI（Center of Innovation）事業を発展させ、健康未来イノベーションセンターを中心として、岩木健康増進プロジェクト健診、健康ビッグデータ解析及び企業等との共同研究を推進し、地域の健康増進に貢献する。

評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ①Quartile（四分位）指標のうち、Q1（上位25%）である医学分野の学術誌への掲載論文を年平均100編以上とする。 ②大規模住民健診データの利用件数を第3期中期目標期間実績より20%以上増加させる。 ③岩木健康増進プロジェクト健診で集積したデータ関連の知財申請件数を第3期中期目標期間の1.5倍以上とする。
------	--

【15】原子力災害時の緊急時モニタリング、被ばく医療、放射線防護に関する研究を推進する。また、放射線関連の教育・研究センターを活用し、世界で活躍できる多様な人材育成を行う。さらに、自治体・企業等との連携強化により、福島県浪江町等の復興支援や地域社会の課題解決に貢献する。

評価指標	<p>①学術論文の（数及び）質の向上。特に当該分野のQuartile（四分位）指標のうち、Q1、Q2（上位50%）の雑誌等の掲載論文を年平均37編以上とする。</p> <p>②当該分野の留学生・研修生・研究者の受入人数を、第3期中期目標期間より30%以上増加させる。</p> <p>③被ばく医療に関わる活動状況について、各種事業の内容や自治体等への事後アンケートの結果等に基づく外部有識者の客観的検証の結果、課題解決への寄与に肯定的評価が認められること。</p>
------	---

【16】再生可能エネルギーに関する研究を推進する。また、食料や世界自然遺産である白神山地に関する研究実績を生かし、生物資源の探索・活用、自然環境の評価を行うとともに、地域食材の高付加価値化に取り組む。

評価指標	<p>①新規事業として、地域食材の高付加価値化に関する研究プロジェクト件数を、3件以上実施する。</p> <p>②当該分野における研究業績数（原著論文、総説、学術図書）の年平均伸び率を5%とし、第3期中期目標期間と同程度以上の水準を維持する。</p>
------	---

【17】イノベーションの創出を促進するため、产学研官連携を強化するとともに、リサーチ・アドミニストレーター機能の充実、研究の見える化の徹底により戦略的に知的財産の権利化・技術移転を進め、研究成果の高付加価値化に取り組む。

評価指標	<p>①共同研究・受託研究の受入件数を第3期中期目標期間より5%以上増加させる。</p> <p>②特許実施料等収入の受入額を第3期中期目標期間より15%以上増加させる。</p> <p>③研究分析ツールの活用に加えて、URA及び事務担当者による研究支援業務を組織的に行う「学術研究支援室」を設置し、令和7年度までに学術研究支援の仕組みを構築する。</p>
------	--

【09】若手、女性、外国人など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。⑯

【18】教育研究活動を活性化し、大学の機能強化を図るため、教員配置の適正化に取り組む。若手教員を積極的に採用し、育成する仕組みをつくる。

評価指標	①若手教員（40歳未満）の在職比率を20%以上とする。（第4期中期目標期間最終年度）
------	--

【19】女性の採用や上位職登用を推進し、ジェンダーバランスの改善に取り組む。また、ライフイベントやライフステージに適切かつ十分に配慮した支援策を展開し、女性が活躍できる環境を整備する。

評価指標	①女性教員（助教以上）の在職比率を20%以上とする。（第4期中期目標期間最終年度）
	②上位職（学長、理事、副学長、学長補佐等、経営協議会学内委員、教育研究評議会評議員、部局長等、監事）に占める女性の割合を15%以上とする。（第4期中期目標期間最終年度）

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

【10】国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や、単独の大学では有し得ない人的・物的資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。⑯

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

【20】附置研究所である被ばく医療総合研究所を中心とする共同利用・共同研究拠点等のネットワークを構築し、国内外機関や産業界等との多様な共同プロジェクトを進めることで本学の特徴ある機能強化に貢献する。

評価指標	①国内外機関との共同プロジェクトの件数を、第4期中期目標期間内で96件とする。
	②共同プロジェクト等で得たアウトカムとして実施する、国際的なシンポジウム、ワークショップ等、並びに地域住民等を対象とした講演会の開催回数を、第3期中期目標期間中の回数より30%以上増加させる。

【21】岩木健康増進プロジェクト健診で蓄積した超多項目ビッグデータ^(*)をコアに、複数の大学や地方自治体と連携し、医療・福祉・介護に関するデータを突合可能なデータ群として増強し、これらの利活用が可能な健康・医療データサイエンスに係る体制を構築する。

*超多項目ビッグデータ：平成17年から弘前市岩木地区の住民を対象に実施して

【11】学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。
(附属学校) ⑯

いる岩木健康増進プロジェクト健診（大規模住民健診）で、健常者から得られる全身の健康状態から生活習慣・社会環境まで分野の垣根を越えた多因子的解析を可能にする2,000～3,000項目に及ぶ網羅的データ（小中学生含め延べ2万人分）のこと

評価指標	①「健康・医療データサイエンス研究センター」を令和6年度までに設置し、医療・福祉・介護に関するデータ群の利活用をする。
------	---

【22】学部長のリーダーシップのもと、学部・教職大学院と連携し、青森県の課題であるミドルリーダー育成を念頭において研修・研究体制を整備し、地域の教員により実践的な研修の場を提供する。

評価指標	①附属学校園全体の教育実践に関する研究を推進するため、「研究推進部」を創設し、その主導のもとに実施した研究を第4期中期目標期間中に20件以上実施する。 ②附属学校教員 ^(*) の教職大学院への派遣制度を令和5年度までに創設し、教育実践に関する研究を主導する教員を育成する。 ③附属学校教員を対象とした中堅教諭等資質向上研修（前期・後期）を開発・実施し、第4期中期目標期間中の受講生の満足度を平均80%以上とする。 ④地域の教員に対する研修を第4期中期目標期間中に10件以上提供する。
------	---

^{*}附属学校教員：青森県教育委員会との交流人事であり、附属学校に一定期間勤務の後、地域の学校に戻る。

【23】地域のモデル校としての役割を果たしていくために、学部・教職大学院等と連携して地域の教育課題の解決に向けた先導的なモデルを開発し、その成果を地域に還元するとともに、インクルーシブ教育システムに関する教育モデルを実践する。

評価指標	<p>①地域の教育課題（インクルーシブ教育、健康教育等）の解決に向けた先導的モデルを開発し、地域への還元を目的とした公開研究会等を第4期中期目標期間中に10件以上実施する。</p> <p>②共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育システムに関する教育モデルを実践する場を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室^(*)の設置（令和7年度完成） ・特別支援教室への附属学校教員の配置制度の創設 ・特別支援教室における教員へのコンサルテーションの実施（年100件以上（第4期中期目標期間中平均）） <p>*特別支援教室：特別な支援を要する児童生徒に対する通常学級における支援の在り方について、当該分野を専門とする特任教員による指導助言・相談活動を展開する組織</p>
------	--

【12】世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成する。（附属病院）②〇

【24】安全かつ質の高い医療を提供するとともに、地域医療機関及び地方公共団体等と連携し、地域の医療課題に積極的に取り組む。

評価指標	<p>①インシデントレポートを活用した安全な医療体制を構築するため、医師のインシデントレポート年間報告数を第3期中期目標期間の年度平均より10%以上増加させる。（第4期中期目標期間中 每年度）</p> <p>②地域における医療提供体制の改善に向けて、遠隔医療を行う診療分野数及び支援対象施設数を令和3年度の実績数2件（5施設）から4件（10施設）以上に拡大する。（第4期中期目標期間最終年度）</p>
------	--

【25】医学部及び関係機関と連携し、医師をはじめとする医療人の卒前・卒後を含めた一体的な教育体制を充実させる。また、医療人の専門性・国際性を向上させるための教育・研修体制を充実させる。

	<table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td>①新専門医制度における本院が関与する基本領域プログラムに属する医師数について、新専門医制度が開始となつた平成30年度以降の年度平均である60名を維持する。 ②メディカルスタッフが専門資格を取得するための研修プログラム数を、令和3年度実績（24プログラム）と比べて、第4期中期目標期間最終年度までに20%増加させる。</td></tr> </table> <p>【26】特定機能病院として医療分野を先導するため、特定臨床研究等を推進する。</p> <table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td>①新規特定臨床研究等の実施件数について、第3期中期目標期間の年度平均3件から4件へ増加させる。（第4期中期目標期間中の平均）</td></tr> </table>	評価指標	①新専門医制度における本院が関与する基本領域プログラムに属する医師数について、新専門医制度が開始となつた平成30年度以降の年度平均である60名を維持する。 ②メディカルスタッフが専門資格を取得するための研修プログラム数を、令和3年度実績（24プログラム）と比べて、第4期中期目標期間最終年度までに20%増加させる。	評価指標	①新規特定臨床研究等の実施件数について、第3期中期目標期間の年度平均3件から4件へ増加させる。（第4期中期目標期間中の平均）
評価指標	①新専門医制度における本院が関与する基本領域プログラムに属する医師数について、新専門医制度が開始となつた平成30年度以降の年度平均である60名を維持する。 ②メディカルスタッフが専門資格を取得するための研修プログラム数を、令和3年度実績（24プログラム）と比べて、第4期中期目標期間最終年度までに20%増加させる。				
評価指標	①新規特定臨床研究等の実施件数について、第3期中期目標期間の年度平均3件から4件へ増加させる。（第4期中期目標期間中の平均）				
II 業務運営の改善及び効率化に関する事項	<p>【13】内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靭なガバナンス体制を構築する。⑪</p> <p>【14】大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用等を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。⑫</p> <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>【27】内部統制機能の実質化を図るため、モニタリング機能及び定期的な内部統制委員会への報告体制等を整備するとともに、ガバナンス・コード適合状況等への経営協議会委員及び監事からの意見等を基に、改善、見直しを実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td>①モニタリング結果について内部統制委員会への報告体制を整備する。 ②ガバナンス・コードの適合状況に対する経営協議会委員及び監事の意見を踏まえた改善、見直しを行う。</td></tr> </table> <p>【28】強靭なガバナンス体制を構築するため、学長のリーダーシップのもと学長補佐（仮称）を置き、学長の指示する重点事項を担当させるとともに、法人経営に必要な能力を備える人材を計画的に育成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td>①学長補佐（仮称）を複数名配置する。</td></tr> </table> <p>【29】附属図書館、出版会、資料館の機能を最大限に発揮するため、多様な学修スペースの提供や教科書・教材等の刊行により、教養教育等の向上に資するとともに、学術情報・貴重資料等のデジタル化を推進し、研究成果等の集積を図りつつ、出版物の刊行や企画展示等を通して、知的諸成果を広く社会に還元する。</p>	評価指標	①モニタリング結果について内部統制委員会への報告体制を整備する。 ②ガバナンス・コードの適合状況に対する経営協議会委員及び監事の意見を踏まえた改善、見直しを行う。	評価指標	①学長補佐（仮称）を複数名配置する。
評価指標	①モニタリング結果について内部統制委員会への報告体制を整備する。 ②ガバナンス・コードの適合状況に対する経営協議会委員及び監事の意見を踏まえた改善、見直しを行う。				
評価指標	①学長補佐（仮称）を複数名配置する。				

評価指標	<p>①本学の主要な研究実績等の学術情報リポジトリへの登録件数を第3期中期目標期間より10%以上増加させる。</p> <p>②貴重な歴史資料等のデジタル化の件数を第3期中期目標期間より10%以上増加させる。</p> <p>③地域文化の振興や地域の課題解決等を目的とした出版物の刊行数を第3期中期目標期間より10%以上増加させる。</p> <p>④資料館の企画展等の開催件数を第3期中期目標期間より10%以上増加させる。</p>
------	---

【30】研究設備の高度化、研究環境の向上、共用化を図るため、全学的な共用機器支援事業等により機器のアップグレード・リニューアル等を推進するなど、共用機器の拡充に取り組む。

評価指標	①共用機器支援事業等により整備された機器数を、令和9年度までに10台以上とする。
------	--

【31】超高齢社会を踏まえた医療環境の変化に対応し得る病棟整備計画を遂行するため、整備中の第Ⅰ期病棟を竣工させる。さらに、第Ⅱ期病棟の整備計画を推進する。

評価指標	<p>①本町団地施設整備計画に基づく計画の遂行（計画は下記のとおり）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和5年度</td><td>第Ⅰ期病棟への移転及び運用開始</td></tr> <tr> <td>令和6～8年度</td><td>旧第一病棟改修 (臨床研究棟として利用)</td></tr> <tr> <td>令和9年度～</td><td>臨床研究棟取り壊し 第Ⅱ期病棟整備開始</td></tr> </table>	令和5年度	第Ⅰ期病棟への移転及び運用開始	令和6～8年度	旧第一病棟改修 (臨床研究棟として利用)	令和9年度～	臨床研究棟取り壊し 第Ⅱ期病棟整備開始
令和5年度	第Ⅰ期病棟への移転及び運用開始						
令和6～8年度	旧第一病棟改修 (臨床研究棟として利用)						
令和9年度～	臨床研究棟取り壊し 第Ⅱ期病棟整備開始						

【32】保有する土地・建物の有効活用の推進策を策定し、資産の効率的・効果的な運用を行うとともに、施設トリアージを進め、施設の総量の最適化と重点的な整備及び長寿命化に資する整備を計画的に実施する。

評価指標	<p>①令和8年度から5か年の「弘前大学施設整備計画」を策定する（令和7年度）。※「弘前大学施設整備計画（令和3～7年度）」は令和2年度に策定済み。また、策定済みの「弘前大学屋外環境管理アクションプラン」に基づく点検を実施し（2回/年）、屋外環境（通路、植栽、排水路等）改善計画を策定する（毎年度）。</p> <p>②全学的な施設に係るニーズの把握による「施設キャラバン^(*)報告」を作成し（毎年度）、報告に基づいた施設整備重点事業計画を策定する（3事業/毎年度）。</p> <p>③インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の対象施設を長寿命化する整備を行い、令和3年度に比べて、要整備件数を減少させる。</p> <p>④建物ごとの老朽状況等を反映した施設保全カルテ（全148棟分）を更新し（25棟/年）、カルテを基にした修繕等により、令和3年度に比べて、カルテ内容を数値化した評価（25棟/年の合計点数）を改善する（毎年度）。また、ハザードマップの更新（毎年度）による「重大な要是箇所」を改善する（毎年度）。</p> <p>*施設キャラバン：施設環境部が、全部局等を対象として、現地調査等を通して施設設備の現状と課題、ニーズを詳細に把握することを目的として実施する、現場を重視したヒアリング</p>
------	---

【33】研究生産性を向上させる研究環境の実現に向けて、オープンラボや共用機器等のスペースを創出する。

評価指標	<p>①保有するオープンラボ等の共同利用スペースの総面積を、令和3年度末と比べて、第4期中期目標期間中に1.5倍にする。</p>
------	--

III 財務内容の改善に関する事項

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためのべき措置

<p>【15】公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②₃</p>	<p>【34】安全性に配慮しつつ収益性の高い金融商品を購入し、積極的な資金運用を行う。また、多様なステークホルダーを意識した取組の強化や専任職員を中心とした戦略的・計画的な募金活動を展開する。</p> <table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">評価指標</td><td style="padding: 5px;">①第4期中期目標期間中の平均の運用収益を、20年国債の運用利回り以上にする。 ②大学基金のうち、周年事業などの臨時の寄附金を除く経常的寄附金の第4期中期目標期間の平均受入額を、平成28年度から令和2年度までの平均受入額より20%増加させる。</td></tr> </table> <p>【35】学長のリーダーシップによる戦略的な施策に重点配分するために、全学的な視点に立った学内資源の再配分を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">評価指標</td><td style="padding: 5px;">①学内予算総額（外部資金等を除く）に占める戦略的な経費の割合を、第4期中期目標期間の平均で12%以上にする。</td></tr> </table>	評価指標	①第4期中期目標期間中の平均の運用収益を、20年国債の運用利回り以上にする。 ②大学基金のうち、周年事業などの臨時の寄附金を除く経常的寄附金の第4期中期目標期間の平均受入額を、平成28年度から令和2年度までの平均受入額より20%増加させる。	評価指標	①学内予算総額（外部資金等を除く）に占める戦略的な経費の割合を、第4期中期目標期間の平均で12%以上にする。
評価指標	①第4期中期目標期間中の平均の運用収益を、20年国債の運用利回り以上にする。 ②大学基金のうち、周年事業などの臨時の寄附金を除く経常的寄附金の第4期中期目標期間の平均受入額を、平成28年度から令和2年度までの平均受入額より20%増加させる。				
評価指標	①学内予算総額（外部資金等を除く）に占める戦略的な経費の割合を、第4期中期目標期間の平均で12%以上にする。				
<p>IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項</p> <p>【16】外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。④</p>	<p>IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【36】教育研究の質の向上及び組織の活性化を図るために、教員業績評価及び組織評価を実施するとともに、自己点検・評価の実施及び第三者評価の受審を定期的に行い、それらの結果を公表する。また、学長の意思決定を支える「大学運営IR体制」を構築し、評価結果や学内外のデータを基にエビデンスベースの大学運営を進める。</p> <table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">評価指標</td><td style="padding: 5px;">①教員業績評価及び組織評価を実施し、それぞれ、教員の処遇及び教育研究組織への予算配分に反映させる。 ②自己点検・評価の実施及び第三者評価の受審を行い、評価結果及び評価結果に基づく改善点を公表する。 ③学長及び全理事等を構成員とする「学長戦略会議」を設置し、法人運営上の諸課題についてデータに基づき提案する。</td></tr> </table>	評価指標	①教員業績評価及び組織評価を実施し、それぞれ、教員の処遇及び教育研究組織への予算配分に反映させる。 ②自己点検・評価の実施及び第三者評価の受審を行い、評価結果及び評価結果に基づく改善点を公表する。 ③学長及び全理事等を構成員とする「学長戦略会議」を設置し、法人運営上の諸課題についてデータに基づき提案する。		
評価指標	①教員業績評価及び組織評価を実施し、それぞれ、教員の処遇及び教育研究組織への予算配分に反映させる。 ②自己点検・評価の実施及び第三者評価の受審を行い、評価結果及び評価結果に基づく改善点を公表する。 ③学長及び全理事等を構成員とする「学長戦略会議」を設置し、法人運営上の諸課題についてデータに基づき提案する。				

	<p>【37】ステークホルダーに対して、ウェブサイト、広報誌、SNS等を利用して、本学の活動状況や成果を分かりやすく積極的に発信し、本学に対する理解を獲得するとともに、大学ブランドの定着を推進する。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">評価指標</td><td>①ステークホルダーを対象としたアンケート調査等による本学の情報発信についての満足度の把握とその向上（令和4年度から調査等を実施）</td></tr> </table>	評価指標	①ステークホルダーを対象としたアンケート調査等による本学の情報発信についての満足度の把握とその向上（令和4年度から調査等を実施）
評価指標	①ステークホルダーを対象としたアンケート調査等による本学の情報発信についての満足度の把握とその向上（令和4年度から調査等を実施）		
V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置		
<p>【17】AI・RPA（Robotic Process Automation）をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。㉕</p>	<p>【38】効率的・効果的な業務運営に向けたデジタル化を推進するため、全学的な業務運営体制を強化し、実施計画を策定の上、生産性の高いオンライン業務環境を構築・拡大する。また、全学的にセキュリティ対策を強化した高機能な情報システムを導入し、安全・安心な情報環境を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">評価指標</td><td>①令和4年度に「弘前大学デジタル化推進実施計画」を策定し、ペーパーレス化に向けて、令和6年度までに電子決裁システムを全学導入するとともに、情報セキュリティを確保したテレワーク環境を整備する。令和7年度以降、オンライン業務環境の評価・改善を行う。</td></tr> </table>	評価指標	①令和4年度に「弘前大学デジタル化推進実施計画」を策定し、ペーパーレス化に向けて、令和6年度までに電子決裁システムを全学導入するとともに、情報セキュリティを確保したテレワーク環境を整備する。令和7年度以降、オンライン業務環境の評価・改善を行う。
評価指標	①令和4年度に「弘前大学デジタル化推進実施計画」を策定し、ペーパーレス化に向けて、令和6年度までに電子決裁システムを全学導入するとともに、情報セキュリティを確保したテレワーク環境を整備する。令和7年度以降、オンライン業務環境の評価・改善を行う。		
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 短期借入金の限度額 25億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。 <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 <ol style="list-style-type: none"> 1. 重要な財産を担保に供する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及 		

び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び業務運営等の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
文京町団地ライフライン再生 (排水設備他)、 本町団地ライフライン再生 (給排水設備)、 学園町団地次世代型教育施設改修(附属小)、 学園町団地ライフライン再生 (給排水設備他)、 金木町団地生物共生教育研究センター改修、 附属病院病棟、 附属病院基幹・環境整備(医療ガス設備等)、 附属病院基幹・環境整備(ナースコール設備)、 内視鏡診断治療総合システム、 救命救急検査支援高精度診断システム、 小規模改修	総額 6,526	施設整備費補助金(1,104) 長期借入金(5,236) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(186)

2. 人事に関する計画

- 強靭なガバナンス体制を構築するため、学長のリーダーシップのもと学長補佐(仮称)を置き、学長の指示する重点事項を担当させるとともに、法人経営に必要な能力を備える人材を計画的に育成する。【28】

- 教育研究活動を活性化し、大学の機能強化を図るため、教員配置の適正化に取り組む。若手教員を積極的に採用し、育成する仕組みをつくる。【18】

- 女性の採用や上位職登用を推進し、ジェンダーバランスの改善に取り組む。また、ライフィベントやライフステージに適切かつ十分に配慮した支援策を展開し、女性が活躍できる環境を整備する。【19】

3. コンプライアンスに関する計画

- 不正発生要因の分析を行い、合法性、合理性及び経済性の観点から、重点的かつ機動的な内部監査（リスクアプローチ監査）を実施し、牽制機能を強化する。

- 情報セキュリティ対策の普及啓発を推進するため、毎年度、情報セキュリティ講習計画を策定の上、教職員・学生に対する定期的な情報セキュリティ教育を実施する。

- 研究費の不正使用に対する規範意識を徹底するため、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施する。

- 説明会及びe ラーニング等による研究倫理教育を実施するとともに、適正な論文等作成に資するツール等を活用しつつ、組織的に研究活動の不正行為防止に取り組む。

4. 安全管理に関する計画

- 法令を遵守し、安全衛生に関する講習会を開催するなど、安全管理関連の活動を実施し、学生・教職員のリスクマネジメント及び安全衛生管理の意識向上に取り組む。

5. 中期目標期間を超える債務負担

- 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 病院機能強化に伴う病棟施設改修及び医療機器整備事業の一部
 ② その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

- 省庁からのマイナンバーカードの利用や普及促進に関する通知を学内に周知する。

別表1 学部、研究科等及び収容定員

学部	人文社会科学部	1,060人
	教育学部	640人
	医学部	1,672人
	理工学部	1,460人
	農学生命科学部	860人
	(収容定員の総数)	5,692人
研究科等	人文社会科学研究科	32人
	教育学研究科	36人
	医学研究科	240人
	保健学研究科	96人
	理工学研究科	276人
	農学生命科学研究科	100人
	地域社会研究科	18人
	地域共創科学研究科	60人
	(収容定員の総数)	
	修士課程・博士前期課程	492人
	博士後期課程	90人
	一貫制博士課程	240人
	専門職学位課程	36人

別表2 共同利用・共同研究拠点

共同利用・共同研究拠点	放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点（被ばく医療総合研究所）
-------------	--------------------------------------

別紙 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	58,982
施設整備費補助金	1,104
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	186
自己収入	153,068
授業料及び入学料検定料収入	25,336
附属病院収入	126,217
財産処分収入	0
雑収入	1,515
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	20,863
長期借入金収入	5,236
計	239,439
支出	
業務費	203,249
教育研究経費	85,833
診療経費	117,416
施設整備費	6,526
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	20,863
長期借入金償還金	8,801
計	239,439

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額94,847百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人弘前大学役員（職員）退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。
 - ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
 - ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③ 「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（令和4年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I(y-1)は直前の事業年度におけるI(y)。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K(y-1)は直前の事業年度におけるK(y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \\ \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D(y)：教育研究等基幹経費（①）を対象。

E(y)：その他教育研究経費（②）を対象。

F(y)：ミッション実現加速化経費（③）を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y)：基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。

S(y)：政策課題等対応補正額
新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

B (y) = H (y)

H (y) : 特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

C (y) = { I (y) + J (y) } - K (y)

(1) I (y) = I (y - 1) ± V (y)

(2) J (y) = J (y)

(3) K (y) = K (y - 1) ± W (y)

I (y) : 一般診療経費（⑦）を対象。

J (y) : 債務償還経費（⑧）を対象。

K (y) : 附属病院収入（⑨）を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : ミッション実現加速化係数。△1.2%とする。

第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金收入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」及び「法科大学院公的支援見直し分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	233,588
経常費用	233,588
業務費	212,318
教育研究経費	22,227
診療経費	79,669
受託研究費等	11,694
役員人件費	643
教員人件費	54,313
職員人件費	43,772
一般管理費	4,497
財務費用	616
雑損	0
減価償却費	16,157
臨時損失	0
収入の部	233,831
経常収益	233,831
運営費交付金収益	58,802
授業料収益	20,955
入学金収益	3,020
検定料収益	594
附属病院収益	126,217
受託研究等収益	11,694
寄附金収益	7,877
財務収益	1
資産見返負債戻入	3,157
雑益	1,514
臨時利益	0
純利益（損失）	243
総利益（損失）	243

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。
 注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	244,078
業務活動による支出	216,815
投資活動による支出	13,823
財務活動による支出	8,801
次期中期目標期間への繰越金	4,639
資金収入	244,078
業務活動による収入	232,913
運営費交付金による収入	58,982
授業料及び入学料検定料による収入	25,336
附属病院収入	126,217
受託研究等収入	11,694
寄附金収入	9,169
その他の収入	1,515
投資活動による収入	1,290
施設費による収入	1,290
その他による収入	0
財務活動による収入	5,236
前中期目標期間よりの繰越金	4,639

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。